

12・4大阪地裁判決を踏まえた福井県への要望書

福井県下にあるすべての原発について耐震性の見直しが必要だと表明すること 再評価が終わるまで再稼働に同意しないこと

福井県知事 杉本達治 様

12月4日に大阪地裁の行政訴訟で、大飯原発の基準地震動に関する「原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程には、看過し難い過誤、欠落がある」ため設置許可は取り消すとの判決が出されました。この判決を踏まえて、以下の申入れを行います。

この判決は、「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」1.3.2.3(2)の第2文（ばらつき条項）を踏まえたものです。審査ガイドは「基準地震動の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的」としたものであり、この第2文に関しては、次の点に留意すべきです。

- ① 福島事故後に、13回にわたる地震等検討小委員会を経てパブコメにかけられ確定されている。
- ② 川瀬委員や入倉主査の意見を入れて経験式が有する「ばらつき」を考慮することが新たに策定された。
- ③ 規制委員会自身が、2018年12月19日付「実用発電用原子炉に係る新規規制基準の考え方について【改訂版】」294頁において、第2文は「当該経験式の前提とされた観測データとの間の乖離の度合いまでを踏まえる必要があることを意味しているものである」との見解を表明している。

ところがこれまで、ガイド1.3.3.3で規定されている地震動の「不確かさ」は考慮されているものの、それとは別項目で規定されている地震規模の「ばらつき」の考慮は無視され、平均値だけで評価されてきました。しかし、ガイドに従って「ばらつき」として少なくとも標準偏差を考慮すれば、大飯3・4号機の場合、現行の基準地震動の最大加速度856ガルが1,150ガルに跳ね上がります。この事実が考慮されていないことに判決は警告を發したのです。

現状では、大飯3・4号機の耐震安全性について、国の判断を根拠にすることはできなくなりました。

この判決が示した規制委員会の判断の過誤・欠落は、大飯3・4号機にとどまるものではなく、福井県下にあるすべての原発に及びます。とりわけ、高浜1・2号機や美浜3号機は老朽化に伴う問題を抱えている上に、耐震性の不備という問題をもつことが明らかになりました。美浜3号機でばらつきを考慮すれば、現行最大加速度993ガルが1330ガルに跳ね上がります。

地震による重大事故が起これば、被害は福井県ばかりか関西一円等にも広がります。

それゆえ判決を踏まえて以下の点を表明されるよう要望します。

1. 福井県下にあるすべての原発の耐震性の見直しが必要であること
2. その再評価に基づく対策・措置が終わるまで、稼働を認めないこと
3. とりわけ現状で、老朽原発美浜3号機及び高浜1・2号機の再稼働を認めないこと

2020年12月16日

おい原発止めよう裁判の会（原告・支援者）

連絡先：（美浜の会気付）大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL：06-6367-6580